



KYODO FREIGHTERS CORPORATION
Multimodal International Freight Forwarder

各位 殿

18年 6月 1日

件名：使用済鉛バッテリーの輸出について

最近、鉛の国際価格高騰に伴い、使用済み鉛バッテリーが中古利用名目でベトナムや香港等に大量に輸出されています。しかし、環境庁の調査では日本から輸出された使用済鉛バッテリーがベトナムや香港で中古利用されている実態はほとんど確認されておりません。

使用済鉛バッテリーは鉛や硫酸の有害物を含有するため、途上国において未熟な技術によりリサイクルされた場合、環境汚染を引き起こすことも懸念されています。

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分についてはバーゼル条約によって輸出入が規制されており、規制対象物を輸出する場合には、輸出者は経済産業大臣の輸出承認を受けることが義務付けられています。

経済産業省及び環境省ではリサイクル目的の使用済鉛バッテリーが「中古利用が目的だ。」と偽って輸出されることがないように、輸出国先において確実に中古利用されることの詳細確認を行うことになり、下記資料の提出が必要になりますのでご注意願います。

1. 中古利用が可能なものを収集・選別していること（収集及び選別方法の説明）
2. 外観に破損がないこと（写真）
3. 輸出前に全量の通電検査を行っていること及び通電しないものは除去されていること（通電検査方法及び検査結果の説明（メーカー、形式、製造年及び測定結果等）及び写真）
4. 屋内で適切に保管がなされていること（保管方法の説明及び写真）
5. 適切に梱包・積載されていること（梱包・積載方法の説明及び写真）
6. 輸出先国の販売店等の名称、住所及び写真（*申請者自身による実態の確認に加え、原則、経済産業省及び環境省でも相手国政府に照会）

尚、使用済輸出バッテリー輸出に係わる事前相談については経済産業省産業技術環境局環境指導室（TEL：03-3501-4665）及び環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室（TEL：03-3581-3351）にて受け付けております。

その他、何かご質問等がございましたら弊社までお気軽にお問合せ下さい。どうぞ宜しくお願い致します。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部：TEL：03-5418-6371 / FAX：03-5418-6377

カスタマーサービス部：TEL：03-5418-6372～3 / FAX：03-5418-6380

横浜支店：TEL：045-211-2001 / FAX：045-211-2000

URL：<http://www.kau.co.jp>